



特 249

324

救療資料第二輯

恩賜醫療救護一ヶ年

德島縣

始



特 249
324

目次

一 恩賜醫療救護を顧みて……………

昭和七年度醫療救護取扱患者表……………

昭和八年度上半期分醫療救護取扱患者表……………

恩賜醫療救護に就て……………

恩賜醫療救護に關する件……………

恩賜救療入院診療承認申請書……………

德島縣と德島縣醫師會との契約沿革……………

德島縣と德島縣産婆組合との契約沿革……………

診療方針……………

救療券交付方針……………

助産科請求書取扱方の件……………

恩賜財團濟生會巡回診療……………



恩賜醫療救護を顧みて

畏くも 皇室に於かせられては救療の資として多額の御内帑金御下賜あらせ給ひ政府及縣亦必要の經費を支出して醫療救護の實施せられたことは縣民の均しく感激措く能はざる處であります、顧みれば昨年十月恩賜醫療救護が實施せられまして既に一箇年を経過するのであります、縣に於ては曩に刊行しました小冊子「恩賜醫療救護事業」の實施狀況に記載して在ります通り貧困患者の醫療（入院救護及居宅救護）と醫師無き村に出張診療所を設置し救療の普及に勉めたのであります。本年度も引續き實施せられる事となり縣に於て直接行ふ施設に對し恩賜金一一、九七三圓、國費一二、〇〇三圓の多額の配當がありましたので縣費よりも二、〇〇〇圓を支出し昨年行ひました醫療の外に助産を加へ其の他は昨年と略同様の計畫で事業を實施したのであります。其の中出張診療所を設置してある箇所は左の通であります。

那賀郡加茂谷村

那賀郡日野谷村

美馬郡東祖谷山村

美馬郡西祖谷山村（字一字、字小祖谷二箇所）

美馬郡岩倉村

三好郡山城谷村

麻郡植中枝村

麻植郡東山村

又別に 恩賜財團濟生會を通じて行ふ施設に對し恩賜金一、〇〇〇圓、國費一、〇〇〇圓の配當がありましたので恩賜財團濟生會に於ては醫療救護を開始したのであります

昭和七年度の各市町村長、警察官吏、方面委員各位の事務取扱及診療の状況を見まするに大体圓滿なる施行を見たのであります。中には幾部分改善を要するものを認めたとあります。其の中一般的のものは町村に依りまして救療患者數に差の多いことであつて地方の状況にも依りますが取扱者の態度如何に依るものが大であること考へられますので、診療券交付方針を定め通達したのであります。次に市町村長と警察官吏、方面委員の連絡が良く無い所が在ります。救療患者の少い箇所は其の連絡が悪い所であると考へられる点がありますので特に注意を御願したのであります。又醫師各位に對しても恩賜救療事業たる事に鑑み診療方針を定めて示達したのであります。爾來改善の跡は認められますが未だ規範に合致せざるものがあるのは遺憾とする處でありますから慎重御研究の上萬全を期せられ度いのであります。

事業の成績を見まするに取扱患者は別表の通でありまして是亦良好なる成績を示して居りまして地方人からは非常に感謝をされて居るのであります。就中出張診療所は救療患者は勿論一般患者に非常な便利を與へまして村民から特に歓迎されて居るのであります。恩賜醫療救護の恩典に浴し健康を恢復し更生の一步を踏出した人は澤山ありまして其の間に幾多の美談佳話を生み縣民の保健上は勿論思想上にも多大の効果を擧げつゝあるのであります。尙此の上一般の努力をせられまして時局匡救施設としての機能を發揮せしめられん事を希望して止まないであります。

昭和七年度醫療救護取扱患者

計	出張診療			委託診療			患者實人員	治療延日數	恩賜財團濟生會ヲ通シテ行フ施設	患者實人員	治療延日數
	入院	往診	外來	入院	往診	外來					
入院	五〇			五〇			一、五〇一	四八、九四三			
往診		一一四			一一四		一一四	三、一〇八			
外來			一、七七〇			二六九	二六九	七、六四八			
計	五〇	一一四	一、七七〇	五〇	一一四	二六九	一、五〇一	四八、九四三			
入院	一、六五二			一、六五二			一、六五二	一、六五二			
往診		三、一〇八			三、一〇八		三、一〇八	三、一〇八			
外來			五六、五九一			一	一、七七〇	五六、五九一			

昭和八年度上半期分醫療救護取扱患者

外來	縣ニ於テ直接行フ施設		恩賜財團濟生會ヲ通シテ行フ施設	
	患者實人員	治療延日數	患者實人員	治療延日數
外來	二、三二七	四一、五二四	六四	一、四二七

恩賜醫療救護の實施に依りまして醫師無き村には出張診療所を設置せられたる爲醫療患者は勿論一般村民も多大の利益を得て居るのである其の上救護の範圍が廣く醫療上は勿論時局匡救上意義深きものである。

三

恩賜醫療救護事業をして時局匡救施設としての機能を發揮せしむるには市町村吏員警察官吏方面委員の活働と醫師の協力に俟たねばならぬのであるが其の第一は救護患者の選擇である、醫療を受ける者の資格は貧困者であるは勿論であるが、恩賜醫療救護事業に謂ふ貧困者は町村住民にして特別税戸數割の免除を受けたる者及戸數割一戸平均額の三分の一以下を負擔する者の中より要醫療資格者名簿に登録せられたものである、戸數割一戸平均額三分の一以下を負擔する者と爲したる意は一般的に貧困者の要件とするもので經費の關係がある爲に其中より貧困の程度の高きものを選定し名簿に登録し登録せられた者が資格者となるのであつて登録人員は戸數の一割内外を適當と認めるのである、要醫療資格者名簿の作製は迅速に事務を處理する上にも漏救濫救を防ぐ上にも必要なものであるから慎重に調査して速に製作する必要があるのである、救護券交付に就て過般醫療券交付方針に關する通牒が發せられたるが同方針は恩賜醫療事業たるの性質より救護券交付に當り留意すべき理念を定められたものであつて事業の成績を擧ぐる上に於て緊要欲ぐべからざるものであるから之が遵守を望むのである、次に救護法該當者との關係であるが救護法該當者は要醫療資格者の範圍外であつて醫療救護に依り救護すべきもので無い、救護法及恩賜醫療救護は共に互に手の届かぬ範圍を持って救護に従事し目的の達成に努めねばならぬのである。

四

最後に望む處は濫救に依り個人の志操を下劣にすること無く漏救に依り個人の苦痛を増すこと無く其の運用宜敷を得て國家社會の進歩への積極的貢獻たらしめん事である。

衛第三五三號

昭和八年四月一日

德島縣警察部長
德島縣學務部長
德島縣內務部長

縣下各警察署長
縣下各市町村長 殿

恩賜醫療救護事業ニ關スル件

昭和八年度ニ於テハ昭和七年度ニ引續キ恩賜醫療救護ヲ施行セララル、コトニ相成本縣ニ對シテモ多額ノ恩賜金並ニ國費ノ配當有之候ニ付テハ左記ニ依リ實施相成度之カ實施ニ當リテハ御趣旨ノ存スル所ヲ奉體シ協力一致熱心事ニ當リ救護ノ實ヲ擧クルニ勉メ聖旨ノ對揚ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

記

- 一、疾病傷痍ニ罹リタル者又ハ助産ヲ要スル妊婦ニシテ自ラ醫療又ハ助産ヲ受クル資ナキトキハ之ヲ救護スルモノトス但シ救護法軍事救護法其ノ他公私ノ社會的施設ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 二、前項ニ依リ救護ヲ受クヘキ者ノ扶養義務者醫療又ハ助産ヲ受ケシムル資力アルトキハ救護ヲ爲サス但シ急迫ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三、救護ヲ受クヘキ者ノ居住地ノ市町村長警察官吏方面委員ハ本通牒ノ定ムル處ニ依リ救護事務ヲ行フコト但シ市町村長ヲ主体トス

四、左ノ村ニ出張診察所ヲ設置ス

美馬郡東祖谷山村

同 西祖谷山村 (字一字字小祖谷)

同 岩倉村

同 那賀郡日野谷村

同 加茂谷村

同 麻植郡中枝村

同 東山村

三好郡山城谷村

五、救療ハ出張診療所ノ醫師ニ於テ行フモノ、外本縣内ニ於テ開業スル醫師齒科醫師藥劑師産婆ニ委託シテ

行フモノトス

六、救療ノ種類左ノ如シ

一、醫療

二、助産

救療ノ範圍程度ハ縣ト縣醫師會、縣藥劑師會、縣齒科醫師會、縣産婆組合トノ契約ニ從フモノトス

七、醫療ハ市町村長警察官吏方面委員ノ指示シタル出張診療所ノ醫師又ハ開業ノ醫師齒科醫師ニ就キ之ヲ受

ケシムルコト

醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長警察官吏方面委員ノ指示シタル藥劑師ニ就キ藥劑

ヲ受ケシムルコト

八、助産ハ市町村長警察官吏方面委員ノ指示シタル産婆又ハ出張診療所ノ醫師若クハ開業ノ醫師ニ就キ之ヲ受ケシムルコト

九、救療ヲ受クル者急迫ノ事情アルトキハ市町村長警察官吏方面委員ノ指示セサル出張診療所ノ醫師又ハ開業ノ齒科醫師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得セシムルコト

十、救療券ハ左ノ五種トシ第一號乃至第五號様式ニ依ル

入院治療券 (治療日數十五日ヲ一期トス)

普通治療券 (治療日數三十日ヲ一期トス)

短期治療券 (治療日數拾日ヲ一期トス)

處方箋 (投藥日數三十日ヲ一期トス)

助産券 (産前ヨリ産後迄)

十一、町村長、警察官吏方面委員ト協議ノ上町村住民ニシテ特別稅戸數割ノ免除ヲ受クル者及特別稅戸數割ノ一戸平均額ノ三分ノ一以下ヲ負擔スル者ノ内ヨリ疾病傷痍ニ罹リ又ハ妊娠スルモ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得スト認ムル者ヲ調査シ別記第六號様式ニ依リ要救療資格者名簿ニ登録スルコト

十二、徳島市ハ市長警察官吏方面委員協議ノ上津田町、沖ノ洲町ノ住民ニシテ所得少ク疾病傷痍ニ罹リ又ハ妊娠スルモ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得スト認ムル者ヲ調査シ別記第六號様式ニ依ル要救療資格者名簿ニ登録スヘシ

十三、縣ハ市町村ニ對シ豫算ヲ配付ス但シ現金ハ配付セス

十四、市町村長警察官吏方面委員救療資格者名簿ニ登録セラレタル者又ハ其ノ家族ニシテ第一項ニ該當シ救療ノ必要アリト認ムルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ救療券ヲ交付スルコト治療期間滿了スルモ主治醫ノ意見ニ依リ繼續治療ヲ必要トスル者アルトキハ更ニ治療券ヲ交付スルコトヲ得

- 十五、入院治療券ヲ交付セムトスルトキハ豫メ縣ノ承認ヲ受クルコト但シ急迫ノ事情アルトキハ交付シタル後速ニ報告スルコト
- 十六、市町村長警察官吏方面委員ハ救療ヲ要スル急病患者ヲ發見シ又ハ急病患者アル旨ノ申出ヲ受ケ應急救療ヲ要スト認ムル場合ニ於テ治療券交付ノ暇ナキトキハ一時治療ヲ受ケシメタル上治療券交付ノ手續ヲナスコト
- 十七、警察官吏方面委員救療券ヲ交付シタルトキハ患者住所氏名職業年齡及救療券ノ種類其ノ他必要ナル事項ヲ關係市町村長ニ通報スルコト
- 十八、市町村長ハ救療券ヲ交付シ又ハ前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ毎月五日迄ニ前月分ヲ取纏メ別記第七號様式ニ依リ縣ニ報告スルコト廢療ノ場合又同シ
- 十九、救療患者轉住シタルトキハ前住地ノ市町村長ハ其ノ旨ヲ新住地ノ市町村長ニ通知スルコト
- 二十、市町村長救療券ヲ交付シタルトキハ其ノ者ノ住所職業氏名年齡救療券ノ種類ヲ關係警察官吏方面委員ニ通知スルコト
- 二十一、轉住ノ結果治療所ノ變更ヲ要スルトキハ新住地ノ市町村長警察官吏方面委員ハ前ノ救療券ヲ返納セシメタル上新ニ救療券ヲ交付スルコト
- 返納ヲ受ケタル救療券ハ之ヲ前主治醫ニ送付スルコト
- 二十二、市町村役場巡查駐在所巡查派出所警察署(署所在地受持)及方面委員ハ別記第八號様式ニ依リ救療者名簿ヲ調製シ毎月一回以上之ヲ視察シ當該欄ニ其ノ狀況ヲ記載スルコト
- 二十三、救療券ニハ所定ノ事項ヲ記載シ取扱者記名捺印ノ上交付スルコト
- 二十四、市町村長ハ別記第九號様式ノ豫算差引簿ヲ調製シ縣ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ都度處理スルコト

附記

二十五、實施期間ハ昭和八年四月一日ヨリ昭和九年三月三十一日迄トス

二十六、昭和七年九月二十七日衛第一三一八恩賜醫療ニ關スル件ハ昭和八年四月一日限り之ヲ廢止ス

恩賜入院診療承認申請書		被救護者氏名		性別及生年月	
發病又ハ負傷年月日及原因	傷病名	費用見積額	入院料	其手他	術料
初診シタル年月日	昭和 年 月 日	現症及入院診療ヲ必要トスル事由	男	女	年 月
入院所要日數					
處置手術ノ種類					
診療所々在地		醫師			
昭和 年 月 日					
入院診療ヲ受ケタキ希望ノ病院及其所在地					
被救護者戸主トシテ續柄家族員數所得等生活狀態					
右承認相成度此段及申請候也					
昭和 年 月 日					
德島縣知事 殿					
村町長					

德島縣ト德島縣醫師會トノ契約沿革

第四條 德島縣ハ本契約ニ依リ德島縣醫師會ノ引請タル醫療ニ對スル報酬トシテ左ノ區分ニ依ル金額ヲ支拂フモノトス

- 一、診察料 無料
- 二、往療料 無料但車馬賃ヲ要スル場合ハ里毎ニ貳拾錢トス
- 一、内服藥 一劑一日分 拾錢
但二劑以上ヲ與フルモ拾五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 頓服 五錢
- 一、外用藥 一劑一日分 五錢
三劑以上ヲ與フルモ拾五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 一、注射料 皮下注射 貳拾五錢
生理的食鹽水注射 壹圓
靜脈注射 五拾錢
特別ノモノハ實費
- 一、處置料 一回 貳拾錢以內
- 一、手術料 壹圓以內 但特別ノモノハ此ノ限ニ非ス
- 一、助産料 四圓
- 一、入院料 一日 壹圓(藥價處置及食費等ヲ含ム)
- 一、文書料 處方箋、診斷書、死亡診斷書 無料

出張診療所ニ從事スル醫師ニ對スル手當及旅費ハ左ノ通り定ム

- 一、手當 四圓
- 二、旅費 一里ニ付五拾錢
里程ノ計算ハ醫師ノ診療所々在地町村ト出張診療所々在地町村ノ最短距離トシ德島縣所定ノ里程表ニ依リ算定シ同一町村内ニ出張スル醫師ニ就テハ之ヲ支給セス
但美馬郡、東祖谷山村、西祖谷山村ニ在リテハ特ニ交通不便ナル假阪地ノ關係上一村ニ付一回拾圓トス
- 三、看護婦手當 壹圓五拾錢
但美馬郡東祖谷山村、西祖谷山村ニ出張スル者ニ限り支給ス

德島縣ト德島縣産婆組合トノ契約沿革

第三條 德島縣ハ本契約ニ依リ德島縣産婆組合ノ引請ケタル助産ニ對スル報酬トシテ左ノ金額ヲ支給ス

- 助産料 參圓五拾錢
- 文筆料 無料
- 但シ助産ノ一部ヲ爲シタルトキハ左ノ標準ニ依リ減額ス
- 産前ノ手當 五拾錢
- 分娩時ノ手當 貳圓
- 産後ノ手當 壹圓

衛第七六四號

昭和八年六月二十日

德島縣醫師會長殿

德島縣知事

醫療救護事業診療方針左ノ通定メタルニ付郡市醫師會員ニ周知ノ上遵守セシメラレタシ

醫療救護事業診療方針

醫療救護事業ノ診療ハ恩賜醫療救護事業ノ趣旨ニ鑑ミ贅澤且ツ粗雜ニ流レサルコトヲ要ス

- 一、診療ハ普通ニ診療ヲ要スト認メラレタル疾病ニ對シ之ヲ行フコト
- 二、診療ハ必要ノ範圍及限度ニ於テ之ヲ行ヒ然モ經濟的タルコト
- 三、診療ハ親切丁寧ヲ旨トシ最モ適切有效ナルモノタルコト
- 四、醫學上一般ニ其ノ價值ヲ認メラレサル特殊療法ハ之ヲ行ハサルコト

衛第七六三號

昭和八年六月二十一日

各警察署長
市町村長 宛

德島縣警察部長

恩賜醫療救護救療券交付方針ニ關スル件

恩賜醫療救護救療券交付ニ關シテハ昭和八年四月一日付衛第三五三號恩賜醫療救護事業ニ關スル件通牒ニ依ルノ外左ノ事項ヲ遵守セラルヘシ
右依命通牒候也

- 一、救療券交付ハ配當豫算ノ月割ヲ定メ其レヲ考慮シテ行ヒ事業ヲ休止状態ニ陥ラシメサルコト
- 二、要救療患者多數在リテ全部ニ救療券ヲ交付シ得サルトキハ世帯主重症者輕症者助産ヲ要スル妊婦ノ順序ニ依リ救療券ヲ交付スルコト
- 三、一人一回救療券ノ有効期間通シテ三ヶ月ヲ超ヘタル救療券ヲ交付セサルコト但シ縣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 四、左記ニ對シテハ救療券ヲ交付セサルコト
（一）普通ニ診療ヲ要スト認メラレタル疾病
（二）疾病ト認メラレサルモノ（妊婦ヲ除ク）
- 五、救療券交付ニ關シテハ特ニ左ノ点ニ注意スルコト
昭和八年四月一日付恩賜醫療救護ニ關スル件第一但書ニ定ムル救護法軍事救護法其ノ他公私ノ社會的施設ニ依リ救療ヲ受ケ得ル者ニ救療券ヲ交付セサルコト
入院治療券ハ同通牒第一五ノ規定ニ依リ急迫ノ事情アルトキノ外必ス縣ノ承認ヲ受ケ交付スルコト再交付ノ場合亦同シ

衛第五〇〇號

昭和八年四月十五日

市町村長宛

警察部長

恩賜醫療救護助産料請求書取扱方ノ件

昭和八年度新施設トシテ助産券交付ヲ開始致候處産婆ニ對スル報酬請求書左ニ依リ取扱相成度

- 記
- 一、恩賜治療券ニ依リ助産シタル産婆ヲシテ別記様式ノ請求書ニ依リ其ノ報酬ヲ請求セシムルコト
 - 二、右請求書ハ助産券ヲ交付シタル市町村長ヲ經由セシムルコト
 - 三、右請求書受理シタル場合ハ其ノ内容ヲ調査シ適當ト思ハルトキハ當廳ニ進達スルコト
 - 四、報酬ハ當廳ヨリ直接本人ニ交付スルモノトス

助産報酬請求書

一金 圓 錢也

内譯

金五拾錢 産前ノ處置

金貳圓 分娩ノ處置

金壹圓 産後ノ處置

恩賜醫療救護妊産婦

ニ對スル助産料頭記ノ通及請求候也

年 月 日

産婆

住所

氏

名

徳島縣知事殿

恩賜 濟生會 巡回診療

恩賜濟生會に於ては數年前より醫療機關の無い僻陬地に於ける救療の爲巡回診療を致して居りますが現下の農漁山村窮乏に伴ふ貧困患者の増加は目下實施中の恩賜醫療救護事業と相俟ち醫療救護の普及を圖る必要がありまので醫師一名、藥劑師一名、事務員一名を以て診察班を組織し本年四月から六月迄の間に美馬郡口山村、同郡西祖谷山村、同郡東祖谷山村、海部郡赤河内村、同郡中木頭村、那賀郡坂州木頭村に出張し診療を致しました處左表の成績を擧げ村民から非常なる感謝を受けました。

恩賜 濟生會 巡回診療取扱患者數

村名	取扱患者數
美馬郡 口山村	一〇一
同郡 東祖谷山村	四四
同郡 西祖谷山村	六〇
海部郡 赤河内村	七一
同郡 中木頭村	五一
同郡 坂州木頭村	四二
那賀郡 坂州木頭村	三六九
合 計	三六九

終

